

八王子駅南口総合事務所における通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

令和 7 年（2025 年） 3 月 30 日施行

市民部 八王子駅南口総合事務所

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保、及び職員に対する不当な圧力等の排除を目的として八王子駅南口総合事務所に設置した通話録音装置による通話記録の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置

電話機に接続して通話内容を録音する装置をいう。

(2) 通話記録

通話録音装置により記録した音声、通信日時をいう。

（管理責任者等）

第 3 条 通話録音装置の適正な管理を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、八王子駅南口総合事務所長をもって充てる。

2 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとし、通話録音装置の貸与を受けた所管の管理職をもって充てる。

3 取扱責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

（設置等の公表）

第 4 条 管理責任者は、市のホームページ等で通話録音装置を設置した理由及びその利用目的について公表しなければならない。

（個人情報保護）

第 5 条 管理責任者、取扱責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「法」という。）を遵守し、通話録音装置の取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

2 取扱責任者及び操作担当者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 取扱責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 取扱責任者は、通話が記録された通話録音装置については、盗難、紛失、破損等がないよう厳重に管理するものとする。

2 通話記録の保存期間は、記録された日から原則30日間とし、保存期間を経過した記録の消去については、手動、上書き等の方法により行うものとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他取扱責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、本条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(目的外利用及び第三者への提供禁止)

第7条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

(開示請求)

第8条 取扱責任者は、自己情報に係る通話録音データの開示請求があったときは、法の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情の処理)

第9条 取扱責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、取扱責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）3月30日から施行する。